

災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

狛江市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社武蔵野支社（以下「乙」という。）は、令和2年12月1日付で締結した「災害時における相互連携に関する基本協定」第5条の規定に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

（目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

2 相互協力に当たっては、各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

（対象区域）

第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条の規定により指定された沿道区域を含むものとする。

2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

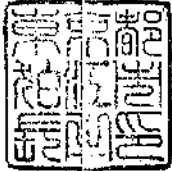
（対象作業）

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備又は樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

（要請の手続）

第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

- (1) 要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）
- (2) 場所（直近の電柱番号、住所、地図等）
- (3) 作業内容
- (4) 作業希望日時
- (5) 要請者連絡先
- (6) その他必要な事項



- 2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に規定する手続きを行う。

(道路区域における作業の実施)

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

- 2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。
- 3 前項に規定する作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。
- 4 乙は、停電復旧を早期に実施するに当たってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上実施するものとする。

(費用負担等)

第7条 前2条の規定により実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

- 2 甲及び乙は、前項に規定する費用の請求があったときは、その内容を精査し、速やかに費用を支払うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

- 2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第9条 関係機関への周知並びに第三者からの問合せ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

- 2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

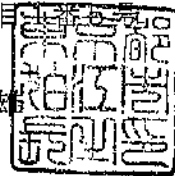
(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月24日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目
狛江市
狛江市長 松原 俊雄

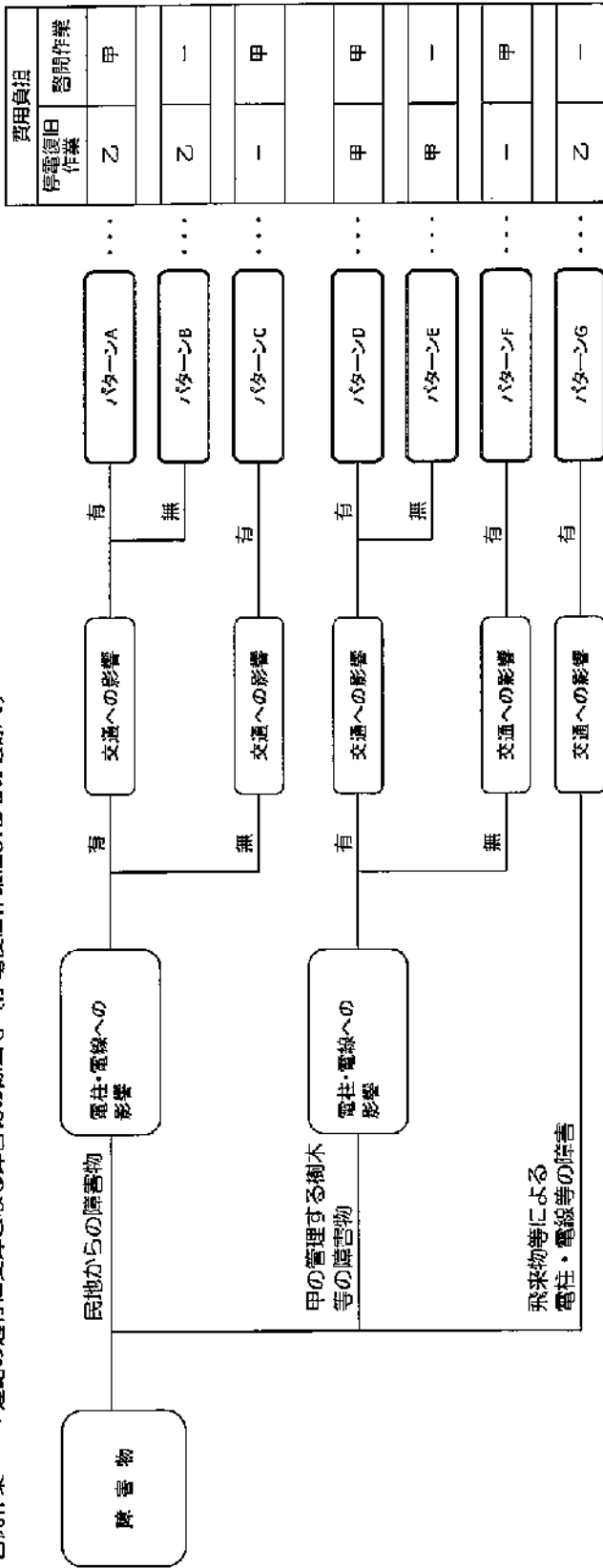


乙 東京都武蔵野市西久保一丁目6番24号
東京電力パワーグリッド株式会社
武蔵野支社長 上田 晋也



別添 災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担

停電復旧作業：停電復旧に係る応急措置に支障となる電柱・電線に接触している樹木などの障害物の除去、又は障害物が近接し感電や
 火災の危険性排除のために必要な措置、道路啓開に必要な電線等の除去等
 啓開作業：道路の通行に支障となる障害物の除去等（停電復旧作業によるものを除く）



【停電復旧作業、啓開作業について】

- パターンA・Dについて、電柱・電線等の電力設備に障害物の接触等が生じた状態が継続する場合は、交通への危険性があると判断し、交通への影響があるとして分類する。
- パターンB・Eについて、軽量の飛来物のみが電線に掛かっている状態の場合は、交通への影響なしとして分類する。
- パターンA・Dの作業；電柱・電線等に接触している障害物の除去、又は障害物が近接し感電や火災の危険性排除のために必要な措置については、乙による停電復旧作業とする。

それ以外の啓開作業については、甲が行う。

【費用負担について】

- 原則、停電復旧作業に要する費用は乙の負担とし、啓開作業に要する費用は甲の負担とする。
- パターンD、Eの停電復旧作業に要する費用は、その起因者（障害物の所有者）である甲の負担とする。
- パターンGの停電復旧作業に要する費用は、復旧設備所有者である乙の負担とする。

